

せらひがし小学校生徒指導規程

生徒指導部 R7.4月

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(服装)

第2条 衛生的で小学生らしい身だしなみに気をつけ、健康で安全な学校生活を送ることができるようにする。

(1) 服装は、学校規定のものを着用する。

制 服	紺色の上着（イートン型男女） 紺色のズボン・スカート（冬季にズボンを着用してもよい：紺色） ※時期を問わず、スカートの下に体操服のクォーターパンツまたは市販のショートパンツ（黒・紺）をはいてもよい。 白色のポロシャツ ※セーター・ベストは紺色 ポロシャツの裾はズボン・スカートの中に入れる。
靴 下	無地で白・黒・紺を基調とする。 冬季にタイツを着用してよい。ただし、体育的活動においては靴下に履き替えて活動をする（ひざが出るようにする）。
帽 子	黄色キャップ・ハット
運動靴	厚底でない運動しやすいもの（ハイカットは不可）
シューズ	体育館シューズを兼ねる（白地無地）
体操服	白色半袖シャツ（丸首）、クォーターパンツ、赤白帽子 青色ジャージ上下
水 着	紺色か黒色の無地のスクール水着 ラッシュガードを着用したい場合は、無地で紺色か黒色。
水泳帽	1年：赤色 2年：緑色 3年：桃色 4年：黄色 5年：青色 6年：水色
名 札	1年：赤色 2年：緑色 3年：桃色 4年：黄色 5年：青色 6年：水色

※水泳帽・名札の色は持ち上がりとする。

※冬季の防寒着として手袋、マフラーやネックウォーマー、ジャンバーを着用できる。ネックウォーマーを利用する場合は、顔の半分以上を隠す着用をしない。

※朝のジョギング時、手袋の着用は可、制服や防寒着は着用しない。

※ポロシャツの下に着用する肌着は、首や袖からはみ出さないものを着用する。

(頭髪)

第3条 自然な髪型を大切にし、勉強や運動の妨げにならないように、目や肩にかからないようにする。

※前髪は目にかからないようにする。

※目や肩にかかる場合には、ゴムで結びヘアピンで留める。（ゴム、ヘアピンの色は、黒・紺又は茶色とする。）

(持ち物)

第4条 学校には、教科書・学用品等、学校生活に必要なもの以外は持ってこない。また、持ち物の交換をしない。

(1) 生活用具

- ・置き傘（1本） ・歯ブラシ ・うがい用コップ及びそれを入れる袋
- ・マスク ・マスク袋 ・シューズ袋 ・体操服を入れる手提げ袋
- ・ハンカチ ・ティッシュ ・はし ・白ご飯

(2) 学習用具

- ・教科書 ・ノート ・連絡帳 ・筆箱（金属製でないもの）
- ・鉛筆（5本）※キャップの使用も可。 ・赤青鉛筆 ・鉛筆ホルダー
- ・名前ペン ・消しゴム
- ・下敷き ・ものさし（15cmくらいの透明なもの） ・道具箱
- ・のり（液状） ・はさみ ・色鉛筆

※赤青鉛筆の代わりに高学年のみ、担任の指導によりペンの利用も可。

ただし、ノック式は用いず、キャップ式のペンを利用する。

※その他三角定規・分度器・コンパス等は、各学年の学習状況に応じて必要なときのみ持参する。

（シャープペンシルの使用は許可しない。）

※読書は基本的に学級か図書室の本を読む。高学年に限り小説のみ持参可。

※キーホルダーは不可。

※鉛筆削りを持参しない。（筆箱についている物も使用しない。）

※ものさしは、二つ折りにするような可動性のないものを使う。

※消しゴムは、消しやすく学習の妨げにならないものを使う。

※鉛筆は、学習の妨げにならないものを使う。

(3) 不必要なお金など、学校に不用品は持ってこない。特に、携帯電話は家庭でも所持しない。

(4) カイロは持ってきても良いが、ポケットや服から出さない。

(5) 持ち物には、すべて名前をはっきりと書く。

(6) 忘れ物をした場合、基本的に家庭連絡はしない。

学習用具で必要な物を貸し出す場合はあるが、体操服を忘れた場合、体育の授業は見学。シューズの代わりにスリッパを貸し出すことはしない。

(登下校)

第5条 交通ルールとマナーを守り、安全に十分注意して登下校する。

(1) 通学班ごと、集団登下校する。

- ・集合時刻を守り、5分前には集合場所に集合する。

(2) 決められた通学路を通る。

- ・通学路の右側を1列に並んで歩く。

- ・歩道があるところは、歩道を歩く。

(3) 知らない人について行かない。

(4) 休むときや遅れるときは、学校と通学班の班長（バス通学の場合は同じバス停の人）に連絡する。

(5) 手荷物はなるべく少なくし、両手が使えるようにする。

(6) 金銭等を拾得した場合は、学校に来て教頭に預ける。

(バス乗車)

第6条 バスの乗車時や乗車前後には、ルールやマナーを守り、安全に十分注意するとともに、感謝の気持ちをもってバスを利用する。

(1) バスの発車時刻に間に合うように、5分前にはバス停に着く。

(2) バス停では、道路にはみ出したり、広がったりしないようにして待つ。

(3) バスが動いているときには、止まって待つ。

(4) バスの中では、決まった席でシートベルトをかけて座る。

(ランドセルは床に置くか、ひざの上に置く。通路には置かない。)

- (5) バスが動いているときには、席を立たない。
- (6) バスの中では、しゃべらない。バスの窓から顔や手を出さない。
- (7) バスが止まってから、シートベルトを外して降りる準備をする。
- (8) バスが発車して、左右をよく確かめて道路を渡る。
- (9) 運転士や乗務員の注意をよく聞く。
- (10) 気分が悪くなったら、すぐに運転士や乗務員に言う。
- (11) 運転士や乗務員に心のこもったあいさつ、お礼を言う。

※上記に記されている内容が守れない場合は、バスには乗れず家庭での送り迎えとなる場合がある。

(校舎内)

第7条 健康で安全な生活を送ることができるよう次のことに心がけて生活する。

- (1) 校舎内では、靴・傘・カバン等を決められた場所に置く。
- (2) 靴についた土の汚れや傘の水滴等を落として校舎内に入る。
- (3) 校舎内では、静かに行動する。
 - ・廊下の右側を2列に並んで歩き、走ったり大声を出したりしない。
- (4) 5分前行動を心がける。
 - ・授業が終わったら、次の学習の準備の後、トイレに行って休憩をする。
- (5) 防犯上のため鍵がかかっているところを勝手に開けない。
- (6) 無断で学校敷地外には出ない。

(集会)

第8条 全校児童が集まる儀式や朝会、一斉下校、その他の集会活動においては、次のことに気をつける。

- (1) 5分前には行動を始め、集合場所に行き静かに座って待つ。
- (2) その場にあったふさわしい服装を整える。
(シャツの裾を、ズボンの中に入れる。)
- (3) 前後左右の位置を確認して整列する。
- (4) かかとやつま先、指先、目線などに注意して立つ。
- (5) 相手の目を見て、内容を考えながら聞く。
- (6) 大きな声で発表したり返事をしたりする。
- (7) 友達や周囲の人の妨げになる行動をしない。

(学習)

第9条 授業では、自分で判断決定して、自己の力を伸ばすために次のことに気をつける。

- (1) 「話す」「聴く」「書く」のいずれの時にも、立腰を意識する。
- (2) 内容を考えながら相手の話を聴く。
※うなずきながら聴いたり、質問・意見・付け加え発言を行ったりする。
- (3) 鉛筆の持ち方に気をつけて書く。
※鉛筆の持ち方が身に付いていない場合は、鉛筆ホルダーを利用する。
- (4) ノートに手を添え、下敷きを使用して書く。
- (5) みんなに聞こえる声で話す。
- (6) 最後までみんなの方を見て話す。

(給食)

第10条 自分の健康を考えながら楽しく食事ができるように、次のことに気をつける。

- (1) 給食は、セルフ方式を基本とし、給食準備時には、全員マスクをし、手洗い・うがいをする。
- (2) 給食当番の人は特に手をていねいに洗い、三角巾やエプロン、マスクをきちんとつけて準備をする。
- (3) 風邪・腹痛等、体調の悪い場合は給食の準備をしない。
- (4) 給食の準備は、歩いて行う。

- (5) 給食の量は、だれもが同じになるように配膳する。配膳されたものをどうしても食べきれないと思う時は、担任と相談して量を加減する。また、どうしても給食が残ってしまった場合は、担任に言ってから入っていた入れ物の中に入れる。
- (6) 給食で出されたものを給食以外の時間に食べたり家に持って帰ったりしない。

(掃除)

第11条 日々の学級や学校の生活を維持し与えられた役割を果たし働くことの意義を十分に理解する為に掃除を行う。

- (1) 定められた時間・場所の掃除に取り組む。
- (2) 無言で掃除をする。
- (3) 掃除の決まりが守られない場合は、特別掃除、保護者連携を行う。

(休憩時間)

第12条 休憩時間の過ごし方について次のことに気をつける。

- (1) 休憩時間には、基本的に外で遊ぶようにし、赤白帽子を着用する。
赤白帽子を忘れた場合は、黄色帽子を着用する。
- (2) 学年の割り当て時間には、天候にかかわらず体育館を使用することができる。
体育館を使用する場合は、体育館の使用の仕方のルールを守る。
- (3) 雨の日は、自分たちの学年の教室で静かに過ごす。
※カルタや将棋、パターンブロック、けん玉など、各教室に常備してある遊び道具を使用したり、読書をしたり、自由帳に絵を描いたりして静かに過ごす。
- (4) 休憩時間にボールを使用する場合、ボールの使用の仕方のルールを守る。

(ベランダの使用)

第13条 ベランダの使用について次のことに気をつける。

- (1) ベランダには次の用事があるとき以外は出ない。
 - ・歯みがきや手洗い・うがい、掃除バケツに水をくむなど、水道を使用するとき。
 - ・絵の具道具を干したり片付けたりするとき。
 - ・マイぞうきんや置き傘などベランダに置いてあるものを出し入れするとき
- (2) 次のことはしてはいけない。
 - ・ベランダの柵に足をかけて上がったたり下をのぞいたりする。
 - ・ベランダを走ったり、ベランダで遊んだりする。
 - ・ベランダを利用して、他のクラスに行かない。

第3章 校外生活に関する事

(家庭生活)

第14条 家庭での生活において、基本的な生活習慣の確立を念頭におくとともに、健康で安全な生活習慣を大切にする。

- (1) いつでもどこでもだれにでも、大きな声であいさつや返事をし、気持ちのよい正しい言葉づかいをする。
- (2) 家での仕事を決めて、根気よくやりきる。
- (3) テレビやゲームは2時間以内にし、ノーメディアにも挑戦する。
- (4) 毎日、しっかり読書をする。
- (5) 用もないのに、子どもだけで店に行かない。
- (6) インターネットに接続できる携帯通信端末機(携帯電話・スマートフォン・パソコン・タブレット端末・携帯音楽プレーヤー・ゲーム機器など)の取り扱いについては、保護者の管理による。

(遊び)

第15条 安全な生活を送るために遊びについては、次のことを守る。

- (1) 外出するときは、「行き先」「帰りの時刻」を家の人に伝えて出かける。
- (2) 子どもだけの時は、家の中で遊ばない。
- (3) おやつやお金を持って遊びに行かない。
- (4) 友だちから物をもらったり、友だちに物をあげたりしない。
- (5) 校区外へは、子どもだけで行かず、家の人と行く。
- (6) 校区内の自転車による移動は、保護者の了解のもと行い、子どもだけによる単独行動をとらない。次のように定める。
 - ・低学年は、公道では自転車に乗らない。
 - ・中学年は、子どもどうしで旧校区内のみ自転車での移動を可とする。
 - ・高学年は、子どもどうしで旧校区外への自転車での移動を可とする。
- (7) 危険な遊びや人に迷惑をかける遊びはしない。
(エアガン、火遊び、川や池での遊び等)
- (8) 知らない人(不審者)に声をかけられても、絶対について行かない。

(交通安全)

第16条 交通ルールを守り、安全な歩行や自転車の乗り方に十分気をつける。

- (1) 道路を歩く時は、右側通行をし、急な飛び出しはしない。
 - (2) 自転車に乗る時は、必ずヘルメットをかぶり、あごひもをきちんとしめる。
 - (3) 安全点検をしていない自転車には、絶対に乗らない。
 - (4) 自転車の二人乗り、スピードの出し過ぎや車道での走行をしない。
- ※年度初めに「せら交通安全教育の日」を設け、交通安全に関わる指導を行う。

(防犯)

第17条 自分の命を守るために、「いかのおすしで」を忘れずに行動する。

- (1) 知らない人について「いか」ない。
- (2) 知らない人の車に「の」らない。
- (3) 「お」おきな声でさけぶ。
- (4) 「す」ぐ逃げる。
- (5) 何かあったら、すぐ「し」らせる。
- (6) 「で」かけるときは、家の人に行き先を知らせてから出かける。

第4章 特別な指導に関すること

(生徒指導の充実)

第18条 全教職員が、生徒指導の三機能を生かした生徒指導を充実し、問題行動等を未然に防止できるような積極的な生徒指導を行う。

- (1) 自己存在感の育成。
- (2) 自己決定の場を与える。
- (3) 共感的人間関係の育成。

(問題行動への特別な指導)

第19条 次の問題を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
 - ① いじめ
 - ② 飲酒・喫煙
 - ③ 暴力・威圧・強要行為
 - ④ 建造物・器物破損
 - ⑤ 窃盗・万引き
 - ⑥ 性に関するもの

- ⑦薬物等乱用
- ⑧交通違反
- ⑨刃物等所持
- ⑩その他法令・法規に違反する行為
- (2) 本校の「学校のきまり」等に違反する行為
- (3) 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
- (4) その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(反省指導)

第20条 特別な指導のうち、反省指導は次のとおりとする。

- (1) 説諭
- (2) 学校反省指導（個室反省指導・授業反省指導・奉仕活動等）

(反省指導の実施)

第21条 反省指導は、原則として学校反省とする。学校反省は、登校させて別室で行う反省指導と通常の学校生活（授業等）で行う授業反省指導の2段階とする。

- (1) 反省期間中にあるテスト等は、別室で受験する。
- (2) 反省期間中にある学校行事や町内諸行事への参加は、別途協議する。

(学校反省指導の期間)

第22条 別室反省指導の期間は、概ね3日から5日とし、授業反省指導の期間は、概ね5日から10日とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。

(関係機関との連携)

第23条 暴力行為や器物破損等の刑事的事案に対しては、教育的配慮を持ちながら関係機関（警察等）との連携をとりながら指導に当たる。

【特別な指導までの流れ】

★問題行動発生（第18条に規定する行為）

① 管理職に報告

ポイント

- ・個別に行う（複数職員で対応）
- ・記録に残す
- ・事実のつき合わせを行う

② 関係者（児童・職員）から情報収集

③ 指導チーム（管理職・生徒指導部・担任等）の立上げ

④ 関係機関との連携

⑤ 指導方針の検討

⑥ 校長の指導方針の決定

⑦ 保護者への対応

ポイント

- ・事前に保護者に説明する（家庭訪問・来校依頼）
- ・児童から保護者に事実を告げさせる
- ・今後について協議する

⑧ 特別指導の実施

- ・反省文作成
- ・面接
- ・奉仕作業
- ・教科学習等

ポイント

- ・個別・別室指導が基本
- ・次の場合は、加害生徒の家庭反省指導もありうる
凶悪事件・いじめ・金銭強要など、被害者が怖くて登校が困難な場合

⑨ 継続指導の実施

- ・面接
- ・奉仕作業
- ・教科学習 等